



国自整第 8 号の 3

令和 3 年 4 月 9 日

(公社) 日本バス協会理事長 殿

自動車局整備課長



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定とされておりますが、今般、ワクチン接種事務の主体となる地方自治体において、貸切バス事業者の貸切バスを新型コロナワクチン接種会場として活用される際の、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴会においても了知頂くとともに、貴会会員事業者に対して、周知及び協力を依頼して頂くようお願いいたします。